

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【会社名】	日鐵商事株式會社
【英訳名】	NIPPON STEEL TRADING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今久保 哲大
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	(03)6225-3505
【事務連絡者氏名】	財務部 経理チームリーダー 岩田 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	(03)6225-3505
【事務連絡者氏名】	財務部 経理チームリーダー 岩田 博
【縦覧に供する場所】	日鐵商事株式會社 大阪支店 (大阪市中央区今橋四丁目1番1号) 日鐵商事株式會社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南二丁目13番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成24年6月27日に開催しました第35回定時株主総会における議決権行使結果を、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づいて提出するものであります。

なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

1. 総額金566,936,696円（うち、普通株式538,122,496円、種類株式B 28,814,200円）

2. 当社普通株式1株につき4円

3. 当社種類株式B 1株につき72円3銭5厘5毛

4. 効力発生日 平成24年6月28日

種類株式B取得積立金の積立に関する事項

1. 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

2. 増加する剰余金の項目及びその額

種類株式B取得積立金 4,000,000,000円

第2号議案 自己株式（種類株式B）取得の件

取得する株式の種類及び種類ごとの数

当社種類株式B 40万株

株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額
金40億円

株式を取得することができる期間

第35回定時株主総会（平成24年6月27日開催）の終結の時から平成24年9月30日まで

第3号議案 定款一部変更の件

提案の理由

1. 種類株式Bに関する規定の削除

種類株式Bの償還（取得・消却）が完了することに伴い、第2号議案により取得する種類株式B（全株）の消却の実施を条件に、消却された日をもって、発行可能株式総数の変更及び種類株式Bに関する規定を削除する。また、上記変更に伴う条数の繰り上げ等所要の変更を行う。

変更の内容

（下線部分は変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章（同左）
第1条～第5条（略）	第1条～第5条（同左）
第2章 株式	第2章（同左）
第6条（株式の種類及び発行可能株式総数）	第6条（発行可能株式総数）
当社は、普通株式のほか、第2章の2に定める内容の株式（以下「種類株式B」という。）を発行することができる。	（削る）

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社の発行可能株式総数は、<u>2億3,240万株とし、このうち2億3,200万株は普通株式、40万株は種類株式Bとする。但し、普通株式又は種類株式Bにつき消却があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>当社の発行可能株式総数は、<u>2億3,200万株とする。</u></p>
<p>第7条（単元株式数） 当社の普通株式の単元株式数及び種類株式Bの単元株式数はいずれも<u>1,000株とする。</u></p>	<p>第7条（単元株式数） 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p>
<p>第8条～第11条（略） <u>第2章の2 種類株式B</u></p>	<p>第8条～第11条（同左） <u>（削る）</u></p>
<p>第12条（優先配当金） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載の種類株式Bを有する株主（以下「種類株主B」という。）及び種類株式Bの登録株式質権者（以下「種類登録株式質権者B」という。）に対し、普通株式を保有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、剰余金の配当（以下種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対する剰余金の配当を「優先配当」という。）を行うものとする。</p>	<p>（削る）</p>
<p>優先配当は次のとおりこれを行う。種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、種類株式B1株につき、その1株当たりの発行価額に3月31日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の全国銀行協会が発表する6ヶ月物の東京日本円銀行間金利申込利率（以下「6ヶ月物円TIBOR」という。）に1パーセントを加えた利率を乗じた金額（以下「優先配当基準金額」という。）とその1株当たりの会社法第461条に定める分配可能額（以下「分配可能額」という。）のいずれか少ない額の配当を分配可能額がある限り必ず行う。</p>	<p>（削る）</p>
<p>当該事業年度において、次項に定める剰余金の配当を行ったときは、種類株式B1株当たりの優先配当の金額はその1株当たりの剰余金の配当の金額を控除した額とする。</p>	<p>（削る）</p>
<p>当社は、第41条第2項により剰余金の配当を行うときは、種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、種類株式B1株につき、その1株当たり発行価額の2分の1に、9月30日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の6ヶ月物円TIBORに1パーセントを加えた利率を乗じた金額を上限として行う。</p>	<p>（削る）</p>
<p>第12条の2（非累積型） 種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対して優先配当基準金額の優先配当を行わない場合においても、その差額は翌事業年度以降累積しない。</p>	<p>（削る）</p>
<p>第12条の3（非参加型） 種類株主B及び種類登録株式質権者Bに対しては、優先配当基準金額を超える剰余金の配当は行わない。</p>	<p>（削る）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条の4（残余財産の分配）</p> <p>種類株式B1株当たりの残余財産の分配額は、普通株式の1株当たりの分配額の20倍とする。但し、種類株式B1株当たりの分配額が、10,000円を超える場合は、10,000円を超える部分についての残余財産の分配額は、普通株式の1株当たりの分配額の1倍（上記20倍及び1倍を以下、各々「分配額調整比率」という。）とする。</p> <p>普通株式に関して株式の分割、株式の併合又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を付与することにより行われる新株の発行のうち時価を下回る発行価額による新株の発行が行われた場合は、分配額調整比率は次の算式（以下「分配額調整比率修正式」という。）により修正するものとする。なお、当社が自己株式を保有している場合には、分配額調整比率修正式において、保有する自己株式数は既発行普通株式数から、保有する自己株式に対して発行される新株の数は新発行普通株式数から、それぞれ控除するものとする。</p> $\frac{\text{分配額調整比率}}{\text{修正式}} = \frac{\text{分配額調整比率の修正日直前に有効な分配額調整比率}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$	<p>（削る）</p>
<p>第12条の5（議決権等）</p> <p>種類株主Bは、法令による別段の定めがある場合を除き株主総会における議決権を有しない。</p> <p>種類株式Bについては、株式の分割及び株式の併合は行わないものとする。</p>	<p>（削る）</p>
<p>第12条の6（当社による種類株式Bの買受）</p> <p>当社は、定時株主総会の決議に基づき自己株式を買い受ける場合は、普通株式に優先して種類株式Bを買い受けるものとする。</p>	<p>（削る）</p>
<p>第12条の7（金銭を対価とする取得請求権付株式）</p> <p>当社は、種類株主B及び種類登録株式質権者Bの請求に基づき、平成24年8月1日以降、毎事業年度に、前期の税引後当期利益の2分の1に相当する額を上限として、種類株式Bを発行価額にて取得する。但し、当社の平成14年度以降平成23年度までの各期の税引後当期利益の累積額が100億円を超えていない場合は、上記の取得はできないものとし、この場合は、当該累積額に平成24年度以降の各期の税引後当期利益を加えて100億円を超えた翌期以降から上記の取得をするものとする。</p>	<p>（削る）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第13条 ~ 第16条 (略)</p> <p>第17条 (総会の決議方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる普通株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、普通株式の議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条 (議決権の代理行使)</p> <p>普通株主は、当会社の議決権を有する他の普通株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>第19条 (種類株主総会)</p> <p>第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条の規定(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、開催場所、議長、決議方法及び議決権の代理行使)は、種類株主総会について、これを準用する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 ~ 第29条 (略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条 ~ 第38条 (略)</p> <p>第 6 章 計 算 等</p> <p>第39条 ~ 第42条 (略)</p>	<p>第 3 章 (同左)</p> <p>第12条 ~ 第15条 (同左)</p> <p>第16条 (総会の決議方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (削る)</p> <p>第 4 章 (同左)</p> <p>第18条 ~ 第27条 (同左)</p> <p>第 5 章 (同左)</p> <p>第28条 ~ 第36条 (同左)</p> <p>第 6 章 (同左)</p> <p>第37条 ~ 第40条 (同左)</p>

第 4 号議案 取締役 8 名選任の件

取締役として、今久保哲大、山口和夫、横山雄治、齋藤晴洋、玉川明夫、植村明男、今林靖博及び上総諭の各氏を選任する。

第 5 号議案 監査役 1 名選任の件

監査役として、竹内豊氏を選任する。

第 6 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

補欠監査役として、国峰淳氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	110,244	156	0	(注)1	可決(94.60%)
第2号議案 自己株式(種類株式B) 取得の件	110,290	110	0	(注)1	可決(94.64%)
第3号議案 定款一部変更の件	110,290	110	0	(注)2	可決(94.64%)
第4号議案 取締役8名選任の件					
今久保哲大	108,070	2,330	0	(注)3	可決(92.73%)
山口 和夫	109,810	590	0	(注)3	可決(94.23%)
横山 雄治	109,809	591	0	(注)3	可決(94.23%)
齋藤 晴洋	109,803	597	0	(注)3	可決(94.22%)
玉川 明夫	109,810	590	0	(注)3	可決(94.23%)
植村 明男	109,795	605	0	(注)3	可決(94.21%)
今林 靖博	109,812	588	0	(注)3	可決(94.23%)
上総 諭	109,779	621	0	(注)3	可決(94.20%)
第5号議案 監査役1名選任の件					
竹内 豊	100,615	9,785	0	(注)3	可決(86.34%)
第6号議案 補欠監査役1名選任の件					
国峰 淳	100,609	9,791	0	(注)3	可決(86.33%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる普通株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 普通株式の議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主の出席及び出席した
当

該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 普通株式の議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主の出席及び出席した
当

該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上